

互助会の貸付利率が引き下げられます！

全ての貸付種別について、**令和5年4月償還分からの貸付利率を改定**します。(令和5年3月貸付分より新利率が適用となります)

なお、【令和4年1月以降に借り受け、利率改定後も償還がある貸付】についても、特例的に今回の利率改定適用となります。対象者へは、3月末の未償還元金に新利率を適用した新償還表を送付します。

借入れをご検討されている方はぜひご利用ください！

現行 年利 **0.99%**
(月利 0.0825%)



改定後 年利 **0.9%**
(月利 0.0750%)

<改定後 毎月償還額の例> *は最大償還回数(貸付種別により異なる)

	借入額	償還回数※2	毎月償還額
例1	100万円	*60回	17,051円
例2	200万円	*60回	34,101円
例3	500万円	120回	43,585円
例4	1,000万円	*240回	45,545円

<主な貸付種別※1>

自動車



会員の車の購入費用
限度額:200万円
添付書類:売買契約書(写)等

入学

子・孫等の入学費用
限度額:200万円
添付書類:入学許可書(写)
又は合格通知書(写)

生活

使い道自由!
限度額:100万円

住宅

新築・増改築・購入等の費用
限度額:1,000万円※3
添付書類:申込事由による

教育

子・孫等の在学中の修学費用
限度額:200万円
添付書類:在学証明書(原本)



- ※1 その他にも貸付種別あり。
- ※2 償還回数は、住宅資金 240回以内、他種別は 60回以内で設定可能。
- ※3 住宅資金の貸付限度額は、5年後の退職手当に 200万円を加算した額が 1,000万円を下回る場合、その額が貸付限度額。

申込方法

- ◆**対象会員**
現職会員のみ(再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員等の会員は、貸付対象外です)
- ◆**受付・送金時期**
提出書類に不備等がなければ申込書受理後 7~10日 で業務用口座へ送金します。
- ◆**申込書・添付書類**
様式は所属に備付けの「福利厚生事務の手引」をコピー、または本会ホームページより印刷してください。
- ◆**現在償還中の貸付がある場合**
異なる貸付種別への申込は、新規申込が可能です。
同一の貸付種別への申込は、借替(要件有)により、借受額を増額できます。

償還方法

- ◆**毎月償還**
一定額(毎月償還額)を給与から自動控除されます。(ボーナス償還は不可)
- ◆**返済猶予**
償還中に、育児介護休業及び病気やケガ等により無給休職となるときは、申請により無利子で返済猶予が受けられます。(規定に定める事由に限る)
- ◆**臨時償還**
自己資金に余裕があるときは、申出により臨時償還(全額・一部)が可能です。
- ◆**退会時の取扱い**
退職・異動により退会したときは、原則一括で全額償還していただきます。

【お問合せ先】

一般財団法人山形県教職員互助会 福利担当 TEL:023-631-5115(代表)

山形県教職員互助会トップページ



現職会員



貸付事業

